

# 自然農法ガイドライン

— 営農のてびき —

## はじめに

元来、農業は自然と深い関係にあり、生活の糧である自然の恵みをいただく大切な営みであった。

しかしながら、人は物質的な豊かさや快適な暮らしを求めるあまり、科学技術や社会の発展にともない、大切な自然環境や農地を失い、深刻な環境問題や食料問題を引き起こしてきた。

また、世界的な人口の増加によって食料の需要が拡大する一方で、地球温暖化による異常気象や砂漠化の進行などを招き、世界的に安全で品質のよい食料を安定的に供給できるかどうか危ぶまれるようになった。

さらに、わが国の食料自給率は、先進国のなかでも最も低く、その改善が急務となっている。それは工業化に伴う都市化の進展が、環境問題に加えて、農業・農村の崩壊をもたらし、メダカやカエル、トンボなどの身近な生物の激減、里山や田園の景観の変貌を招き、私たちの生活基盤そのものの危機に直結しているからである。

この背景には私たちの食生活の変化がある。地域に根ざした伝統的な食の文化を失い、食事を大切に作る心が欠如し、栄養の偏りや不規則な食事が増加するなど、食生活の乱れは健康問題だけでなく、家庭崩壊の要因の1つとして指摘されている。

最近、このような問題の解決のために、地球規模の環境問題に加えて身のまわりの環境や生きものに目を向け、それぞれの地域で自然と人間が調和した新たな産業や暮らし方、文化を創造して

いくことに気づき始めている人々が出てきた。

本事業団は、平成17年に自然農法の創始者岡田茂吉（1882-1955年）の論文や足跡を学び直すと共に、全国の正会員の活動状況を整理した。

その中で、自然農法が単に安全な農産物の生産にとどまらず、食生活を豊かにする、心身の病が癒され健康を回復する、土・水・大気・緑などの自然環境を守る、人と人との交流を生み地域の文化や経済を活性化するなど、現代社会の抱える様々な問題の解決につながっている事実が認められた。

今回、本事業団ではこうした自然農法の現代的意義を明らかにし、さらなる充実拡大を心から願い、MOA自然農法ガイドライン（以下、ガイドライン）の大幅な改訂を行った。

改訂にあたっては従来の規制的な表現を改め、自然農法の真髄を一人でも多くの人に理解していただけるよう、その栽培を進める上での生産者の心得を示すようにした。また、創始者の示された自然農法を現代農業と照らし合わせ、生産者がいまできる最善の方法を提示するよう努めた。

すべての人が自然に則した生き方を学び、健康で、喜びと感謝で結ばれる地域社会の実現に向け、自然農法による営農のてびきとして、ガイドラインをご利用いただければ幸いである。

平成19年3月1日

MOA自然農法文化事業団

# 目 次

---

1. 自然農法を実践するにあたって	7
2. 自然農法の取り組み方	10
3. 栽培の基本	12
4. 実践のあり方	14
5. 栽培上の注意点	20
6. 登録	22
7. その他	24
用語解説	25

## 語句の説明

### 土と土壌

「土」は自然そのままのものを示し、「土壌」は作物を栽培するために、人間が「土」に働きかけてできたものを示している。

### 土の偉力

自然農法では、土は単に風化した鉱物に有機物が加わったものでなく、土は生きているもので、本来作物を育てる力があると捉える。この土の本来持つ力に敬意を払い「土の偉力」という。

### ほ場

「ほ場」とは畦畔を含めた田畑、樹園をいう。また、施設栽培の範囲も施設内だけでなく、その周囲の畦畔を含めた範囲を指している。

### 種（たね）

「種」は、種子と種いもを指している。

### 草

自然農法では、雑草も土にとって必要なものと捉え、一般で言われている雑草を「草」という。

## 1. 自然農法を実践するにあたって

自然には法則があり、私たちもその一員として生かされており、自然に則した生き方をすることが大切である。

自然農法は「自然尊重・自然順応」を基本としており、私たちの生活や健康に欠くことのできない食を支える、かけがえのない農産物を生み出すだけでなく、国土や地域の自然環境を守り、人々の生活や文化を支える「基<sup>もと</sup>」となる重要な営みである。

この農法は「心のあり方」を大切にしている。土壌や作物にも命が宿り、愛情をかければそれに応え、作物が健全に育つと捉えている。そして、自然農法に係わるすべての人と自然の恵みをいただく感謝を共にしながら、自然に則した生き方を地域全体で実現していく「地産地消」の推進に向け、協同することが望まれる。

自然農法を実践するにあたって、次の点を生産者の心得として深く心にとめ、実施するようにしたい。

### (1)人のため、社会のために貢献する志と行動力を養う

生産者は自然農法によって消費者の健康や地域の自然環境、伝統文化などを守るといった志と行動力を養うことが大切である。

### (2)自らの健康、家族の健康を大切にする

生産者は自然農法で育てた農産物をいただき、自らや家族の健康づくりを心がけ、互いに思いやり、感謝しあえる家庭を育てることが大切である。

### (3)生産の計画を立てる

消費者の期待に応えるため、具体的な経営目標をもち、家族や共に生産する仲間と話し合い、力を合わせ、計画性ある生産をすることが大切である。

### (4)生産した農産物への責任をもつ

生産者には、農産物が食卓にあがることを考え、責任をもって栽培や出荷に取り組むことが求められる。

生産者は栽培の仕方や作物への想い、生育の様子などを記録し、食べ方、保存の仕方なども合わせ、産地便りなどを活用して、消費者にわかりやすく知らせる。

### (5)創意工夫をする

自然農法の栽培には基本はあっても画一的なマニュアルはない。生産者はほ場の土壌の状態や環境の条件、作物の生育の特徴を捉え、そのほ場に合った栽培を創意工夫することが大切である。

このため、地域に古くから伝わる栽培技術を見直すとともに、自然農法の優良事例として挙げられている生産者がそれらをどのように捉え、栽培に生かしているかを学ぶことが大切である。

### (6)環境に配慮する

海外から輸入した化石燃料や天然資源の乱用は、地球規模の環境破壊や温暖化、資源の枯渇を引き起こし、地域の水や空気や土壌の汚染につながる。

自然農法の営農にあたっては省エネを図るよう心がける。また、地域外から持ち込む資材の利用を減らし、地域内にあるものを有効活用する。

また、美しい景観を維持するため、ほ場や施設などの美化を心がける。



## 2. 自然農法の取り組み方

自然農法が人の生活や健康、地域の自然環境や文化を守る農業であることを踏まえると、経営する全面積で自然農法を実施し、さらに地域全体で取り組むことが望まれる。

自然農法を始めるにあたっては、ガイドラインに示す栽培の基本を踏まえ、土壌や作物を生かす栽培技術の修得と、消費者のニーズに合わせた品目や量の生産から始め、流通消費の拡充と共に、徐々に実施面積の拡大と地域への啓発をしていくことが大切である。

そのために、次のことに取り組む。

### (1)消費者との交流

消費者と協同するには野菜市や収穫祭などを開き、消費者の様々な声に耳を傾け、ニーズに合った作物の栽培をすると共に、自然農法を通して感じている感動や喜びを消費者に伝える。

### (2)流通関係者などとの連携

自然農法を拡大するためには流通、販売の充実は欠くことができない。自然農法の目的や考え方に共鳴し、目的を同じくする流通関係者などと積極的に連携し、その充実と拡大に取り組むことが大切である。

### (3)生産者の仲間づくり

栽培を通して生まれた喜びと共に自然農法を近隣の生産者に知

らせ、仲間づくりに努める。

仲間同士が定期的な会合や栽培検討会などを開き、栽培に伴う喜びや苦心していること、個々がもっている優れた技術などを話し合うことで、個人で努力する以上の目標設定や栽培技術の向上につながる。また、出荷基準を仲間と共有することで、計画的な生産、出荷が進められる。

### 3. 栽培の基本

土には植物を健全に育てる力が本来備わっており、植物には人の手を借りなくても与えられた土に根を張り、土から養水分を吸収し、葉を中心に光のエネルギーを受けながら生育していく力が備わっている。

このような土の偉力や植物の育つ力を深く理解し、その力を最大限に生かすよう、次のことを基本に栽培を行う。

#### (1)自然観察に心がける

「自然尊重・自然順応」を基本とする自然農法の栽培では、自然を観察する力を養い、自然の優れた仕組みをほ場に再現することが大切である。

自然を観察する力を養うには謙虚に自然と向い合って、四季折々の土の状態や植物の生育、また日々変化する土壌や作物を観察することが大切である。

#### (2)土の偉力を発揮させる

作物の良不良は土壌に大きく影響されるため、土の偉力を発揮させるにあたっては、あとで示すように、土壌を汚さず、活性化させ、根伸びのよい土壌に育てることが基本である。

したがって、土の偉力を最大限に生かす自然農法では、化学合成された肥料や農薬などの資材を使用しない。

### (3)愛情を持って作物を育てる

自然農法は栽培環境に適した作物やその品種を、適した時期に栽培することが基本である。

栽培にあたっては栽培環境を作物に適した状態に整える心配りが求められる。すなわち、愛情をもって作物の生育を注意深く観察し、作物が健全に育つよう作物の特徴に合わせた栽培管理をする。

### (4)自然農法で生産された種を用いる

種はその後の生育、品質、さらには生産の目的の達成に大きく影響するため、自然農法に合った品種を選ぶことが大切である。

また、種は自らのほ場に近い場所で生産した方が、遠隔地のものより栽培する土壌や環境に適合しやすく、その地域の気候・土地などの地理的条件に順応し、環境の変動や病害虫にも強い性質を持っている。したがって、自然農法で栽培し、その地域で自家採取した種を用いることが望ましい。

## 4. 実践のあり方

### (1)土壌を生かす

土壌が土の偉力を発揮できるよう次のことに努め、土壌を生かす。

- ①作物や草の生育状況や土壌診断などで、土壌の状態を知る
- ②根伸びを良くするため、暗渠、明渠などの排水改善や堆肥や客土などの適切な方法で、土壌の化学性、物理性、生物性を改善する
- ③適切な有機物の施用に心がけるとともに、耕起の仕方や作付けのあり方を工夫する
- ④農業機械により土壌が踏み固められ、根の伸びが妨げられることのないよう、機械を選び、使用回数を必要最小限に抑える

自然農法の実施当初は土壌は作物を育てる力が弱っていることが多いので、作物の根伸びを良くするよう、土壌に合わせて堆肥などを活用する。

また、作物はマメ科やイネ科などの科の違う作物を組み合わせ、できるかぎり休閑せず栽培する。

自然農法を継続することで土の偉力は発揮され、土壌中の生き物の種類と数は豊かになり、作物は多くの根を張るようになるなど、栽培がしやすくなっていく。また、同じほ場に同じ作物を栽培し続けると、その作物に適した土壌となり、生育はさらに良くなる。

## (2)自然堆肥の活用

自然農法では落葉や草を材料とした自然堆肥の活用を奨励する。堆肥の使用によって土壌は乾きにくい、温まる、根伸びが良くなるといった効果が得られる。

堆肥の活用にあたっては次の点に努め、自らの土壌に合った方法を工夫する。

- ①堆肥は自家製を原則とする
- ②堆肥の原料には地域の身近な素材を活用する
- ③未熟な堆肥は作物の根の障害や病害虫の発生などの問題が生じやすいので、土壌に混入せず表面に被覆する
- ④使用する堆肥の量は土壌の状態や作物の生育を見ながら決める

## (3)家畜糞堆肥

自然農法では、家畜糞堆肥を使用しないことが原則である。

ただし、自然農法で奨励する自然堆肥の材料は入手が困難な場合が多く、一方、家畜糞による大気、水、土壌などの汚染が社会的な問題になっている。そのため、適切な処理をした家畜糞堆肥にかぎり、暫定的に活用できるものとする。

家畜糞堆肥の選択には原料のもとである家畜の健全性が重要であり、製造の方法や管理に細心の注意を払う必要がある。また、使用する場合には次のことに注意し、必要最小限の使用にとどめる。

- ①家畜はできるかぎり放牧を中心とした良好な環境で飼育し、自然農法で栽培された飼料を与えることが望ましい
- ②完熟させてから使用する
- ③使用する堆肥の種類と量は土壌の状態を見ながら決める

#### (4)補助資材

有機質資材、土壌改良資材などは、あくまで土の偉力が発揮されるまでの補助資材である。

使用にあたっては作物の健全性を確保、維持することを目的とし、次の点に注意し、適切に利用する。

- ①自給資材や地域で再生可能な資材を使用する
- ②土壌診断などでほ場の実態を把握したうえで適切な資材を選択する
- ③使用量は必要最小限にとどめる
- ④木の枝や皮を原材料としたものは土壌の中で分解しにくいいため、2年以上かけて堆肥化させたものを使用する

#### (5)種と苗

種のもつ性質や苗質が栽培や品質に大きく影響するため、次のことに努める。

- ①自然農法に適した品種を選ぶ
- ②種は栽培ほ場に近いものを選ぶことが望ましい

③苗は自然農法による自家育苗に努める

また、組換えDNA技術を用いて作り出された種を使用しない。

(6)栽培管理

栽培にあたっては気候や土壌の条件や作物の特徴に合わせ、次のことに注意し、栽培管理を行う。

- ①種まきや定植などは適期に行う
- ②日当たりと風向きを考慮し、畝立を行う
- ③適切な栽植密度で栽培する
- ④適度な水分管理をする

(7)施設栽培

自然農法では適期適作が基本である。したがって、施設は旬の作物を容易に作るための手段として利用することが望ましい。すなわち、ビニールハウスやトンネルなどは作物の特徴にあった環境条件を作り出し、作期の幅を広げたり、病害虫の発生を抑えることに利用する。

(8)被覆

土壌表面が裸地状態にあると、土壌は風雨や太陽光の影響を直接受け、過湿、過乾や急激な温度変化を生じやすく、作物の生育に影響するため、次のような被覆を心がける。



- ①作物残渣や刈り草などで被覆する
- ②樹園では良好な生態系を維持するよう草生栽培などを行う
- ③被覆作物は栽培する作物との相性などを考慮して活用する

## (9)草の管理

自然農法では除草剤を使用しない。そのため、ほ場の草をよく観察し、その種類や生態を知り、適切に管理することが大切である。

草の管理にあたっては草が作物の生育を阻害しないよう、次のことに努める。

- ①作期の選択、耕起法、中耕、土寄せ、被覆など耕種的方法を基本とする
- ②作物の生育を阻害する草は早期に抑える
- ③除草機具は適期に活用する
- ④草の管理は作物の根を傷めないように行う
- ⑤畦畔の草は天敵や病害虫の発生生態を考え、管理する

自然農法の開始当初は作物を育てる上で競合する草が多い。自然農法を継続することで草の種類が変わり、作物と共栄する草が増える。

## (10)病害虫への対応

自然農法は化学合成農薬を使用しない。そのため、自然農法で

の病害虫への対応は、作物の体質改善や病害虫が出にくい環境を整えることを基本とし、次のように行う。

- ①土壌を生かすことによって、作物が健全に育ち、病害虫に強い体質になるように心がける
- ②天敵の種類と数を豊かにするため、前後作、混作・間作、障壁作物などを取り入れる
- ③病害虫が発生した場合、その病害虫をできるだけ早く特定し、その生態に合った適切な手段を講じる

自然農法の開始当初は作物の体質が弱く、また天敵の種類や数も十分でないため、堆肥の活用、抵抗性品種の導入、混植などによる植物の共生関係の活用などによって、作物の体質を速かに改善する。

## 5. 栽培上の注意点

これまでに述べてきた事柄を適切に行う上で、次のことに注意する。

### (1)ほ場の管理

ほ場とは畦畔を含めた田畑、樹園をいう。施設栽培では施設内だけでなく、その周囲の畦畔を含めた範囲をほ場とする。

ほ場には消費者や見学者が見たとき確認しやすいよう標識を設置し、次のことに注意し、管理する。

- ①周辺ほ場などとの境界を明らかにする
- ②自然農法による作物栽培を継続する
- ③自然農法で禁止されている資材の飛散や流入などによる汚染が考えられるほ場では、汚染防止の対策を取る
- ④自然農法で禁止されている資材などで汚染されていない水の使用が望ましい

### (2)農業機械と農具、農業資材

自然農法では農業機械と農具、農業資材の使用について、次の点に努める。

- ①農業機械と農具は自然農法用で専用化することが望ましい
- ②農業機械と農具の使用にあたっては、自然農法で禁止されて

いる資材による汚染を防止するため、清掃と洗浄を行う

- ③プラスチックなどの農業資材はできるかぎり使わず、竹の支柱など環境に配慮した農業資材を使用することが望ましい
- ④ほ場では農業資材やゴミの焼却または廃棄を行わない
- ⑤自然農法で禁止されている資材の容器や袋などをほ場に持ち込まない

### (3)計画と記録

栽培記録は自らの栽培を見つめ直し、技術を高めるための大切な資料になる。また、自らの生産する農産物がどのように育てられたかを消費者に伝える上でも大切な情報源となるため、次のように記録し、保存する。

- ①栽培する前に、ガイドラインに沿った、作付けごとの栽培計画（品目、生産量、使用予定資材など）を立てる
- ②耕起、播種および定植、栽培管理、収穫、保管、出荷などの記録を正確につける

## 6. 登録

本事業団では全国に地区会員連絡会議を置き、生産者とはほ場を地区ごとで審議し、自然農法として登録する。

自然農法の登録を受けると、出荷する農産物には自然農法マークを表示できるようになり、消費者は安心して自然農法産の農産物を選べるようになる。登録の概要は次の通りである。

### (1)生産者の登録

生産者の登録は細則に基づいて本事業団が行う。細則は別に定める。

### (2)ほ場の登録

自然農法生産者が自然農法を実施しているほ場を自然農法ほ場という。ガイドラインに従って自然農法の栽培を開始して6か月以上24か月未満のほ場は自然農法転換期間中とする。

ほ場の登録は細則に基づいて本事業団が行う。細則は別に定める。

### (3)MOA自然農法ガイドライン運営委員会

理事長はガイドラインの改訂、資材の認可、その他、運用にかかわる必要な事項について調査研究および審議を行うため、学識経験者などによるMOA自然農法ガイドライン運営委員会を設置する。

運営委員会の権限、構成、業務についての規程は別に定める。

#### (4)資材の認可

購入する有機質資材、土壌改良資材、家畜糞堆肥および天然資材の認可および確認については、自然農法用資材の認可細則に基づいて運営委員会が行う。

資材の選択にあたっては、次のことに注意する。

- ①有機質資材、土壌改良資材等は、原材料や製造工程が明確なものを選び、本事業団の認可を得てから使用する
- ②家畜糞堆肥はできるかぎり家畜の飼い方まで確認し、原材料や製造工程が明確なものを選び、本事業団の認可を得てから使用する
- ③天然資材は本事業団の確認を得てから使用し、使用する場合は収穫物に残留しないよう使用時期を十分に配慮する

#### (5)検定委員会と検定員

理事長は自然農法ほ場がガイドラインに基づき適正に管理されているかを検定するため、地区会員連絡会議議長の諮問機関として、学識経験者、消費者、生産者からなる検定委員会を設ける。

議長は検定員にほ場確認の指示を与え、その報告を受けて、その内容がガイドラインに従っているかを検定委員会で審議する。その結果を議長に答申する。

検定委員会と検定員に関する規程については、別に定める。

## (6)自然農法マークの表示

出荷する農産物には自然農法マークを表示する。自然農法マークの使用に関する規程は別に定める。

## 7. その他

### (1)改訂

ガイドラインの改訂は、本事業団理事会の議決を経て理事長が行う。

### (2)細則

ガイドラインの運用のため細則を作成し、本事業団理事会の議決を経て公布する。

### 附則

平成12年2月19日公布・施行。

平成13年2月24日改訂。

平成15年6月21日改訂。

平成19年2月17日改訂。